

第3回食品表示検定(上級) 問2に関する講評

食品表示検定の上級試験は今回で3回目であるが、受験生の間で出題の形式、傾向の研究が進んできたためか、スペースを大きく残してしまうといった答案が少なくなり、全体として成績がよくなった。残念ながら、形式的なミスをしている答案がまだ見られる。段落の行頭1文字空けや段落を設けていない答案は減点対象とした。指示に従わずキーワードに下線を記載していない答案も見られた。

今回は、食品添加物の表示を問うたが、解答の中には、食品添加物の指定制度等について延々と説明を行った答案が見られた。聞いているのは添加物の制度ではなく表示方法であり、添加物には、指定添加物、既存添加物、天然香料、一般飲食物添加物の4種であることを説明すれば十分である。

今回キーワードとして示したのは、「表示の順序」、「用途名」及び「表示の省略」であった。解答はこの3つの用語を使った文書を書けば十分という考え方ではなく、例えば、表示の順序については、複合原材料中の添加物の表示方法も説明して欲しい。一括名による表示方法はあえてキーワードとしては示していないが、出題者としては当然説明して欲しい項目であり、採点でも重視した。表示の省略については、キャリアオーバーや加工助剤に関する説明を期待したが、表示可能な面積が小さい場合の省略規定を説明した答案もあった。これは添加物の表示に限ったことではないため最善の解答にはならない。

表示の根拠について説明した回答で、食品衛生法とJAS法を混同している答案があった。こうした基本的な事実関係の間違いは大きな減点の対象となる。用途名や一括名に関しては8種や14種の名称をすべて記載した解答も多かったが、それらの名称が間違っている場合は減点対象となる。自信のない場合には対象となる用途名を2~3の例示にとどめるなど答案の書き方を工夫して欲しい。

最後に、食品添加物が危険であるため、消費者が添加物を含む食品を選択しないように添加物表示制度が制定されているなどと、自らの主張を展開している答案も見られた。検定試験で問うているのは、個人としての考え方ではなく、一般論や関係機関のQ&Aで示されている考え方を知っているかということであり、解答の内容によっては知識の間違いとして減点とする場合もある。なお、問題と全く関係ない事項を記載した答案については、該当部分を行数にカウントしない場合もあることを申し添える。

(以上)

第3回食品表示検定(上級) 問3に関する講評

問3では、表示ラベルの間違いを指摘し、正確な表示を作成するために必要な知識を有しているかを確認する。

【問3-1】

題材とした「食パン」は「パン類品質表示基準」及び「包装食パンの表示に関する公正競争規約」が制定されている品目である。

注意事項として、「公正競争規約については対象としない」とし、同規約で規定している保証内容重量「1斤(340g以上)」を『前提条件』に示したが、保証内容重量の記載を間違った表示箇所とした解答があった。

間違った表示内容として、食品添加物の着色料の用途名が併記されていないと指摘できた者は比較的多かった。「正しい表示」が複数ある場合は、いずれか1つのみ記述することとしているが、着色料の「正しい表示」を複数記入している者があった。

食品添加物の表示についての誤った解答としては、品質改良を目的に使用したL-アスコルビン酸について、物質名と簡略名を併せて「アスコルビン酸(V. C)」としたり、アスコルビン酸の用途名を「酸化防止剤」とするなど、食品添加物の表示方法の理解不足や配合に関する情報を正しく読み取らないで不正解となった例が散見された。

また、アレルギー表示は重複して行わないことを『前提条件』に示したが、「香料のアレルギー表示がない」、正しい表示例に「香料(乳由来)」等と解答した者が多かった。

今後さらに、食品添加物やアレルギー物質の表示方法について知識を深める必要があると思われた。

間違った表示内容として、「製造者の固有記号が記載されていない」と指摘できた者は比較的多かったが、根拠法令を「JAS法」または「食品衛生法及びJAS法」と解答した者が非常に多かった。

前提条件に、表示作成は本社の名称、所在地を表示するとしたが、前提条件に従っていない解答例として、「製造者を販売者とする」が複数あった。

【問3-2】

題材とした「有機ジャム」は日本農林規格の「有機農産物加工食品」に該当し、「ジャム類品質表示基準」の対象となる食品である。

間違った表示内容として、「名称に「有機」または「オーガニック」を記載していない」と指摘

できた者は比較的多かった。

「ジャム類品質表示基準」では、2種類以上の果実等を使用したものにあつては「ミックスジャム」と記載することとあり、表示例の名称も「ミックスジャム」としていたが、「有機ジャム」と解答した例が散見された。

間違った表示内容として、「販売者ではなく、輸入者と記載する」と指摘できた者は比較的多かった。しかし、輸入品の場合、輸入者を表示するよう定めているのは食品衛生法及びJAS法の両法であるが、根拠法令をどちらか片方のみとする解答が多かった。

間違った表示内容として、「糖度が低め」を栄養成分の強調表示と捉え、「栄養成分表示がない」、「低糖度の根拠を明確に記載する」という解答が多かった。

また、「ジャム類品質表示基準」で糖度が60ブリックス度以下のジャムについて、使用上の注意を「開封後は、10℃以下で保存すること」等と記載することと規定しているが、正しい表示に「冷蔵保存」、「冷蔵して保存してください」等温度の記載がないものが多かった。またこの根拠法令を食品衛生法と解答したケースが多く見られた。

その他、誤字（「輸入」を「輸入」と記入）が目立った。

（以上）

第3回食品表示検定(上級) 問4に関する講評

問4では、一般的な義務表示事項のほか、今後義務化が予定されている栄養成分の量及び熱量の表示、資源有効利用促進法による識別マーク等の表示について、与えられた食品の情報や作成条件を読み解き、法律等に沿った表示を導き出すことを求めている。また、問4-1の納豆の設問については、原料原産地に関して、問4-2の豆もちの設問については、米の産地の情報伝達に関して、関与する法律やガイドラインの理解に焦点を当て出題している。

上級試験は今回で3回目となったが、多くの受験者が、一般的な義務表示事項の内容については概ね理解し、与えられた情報から解答を導き出せるレベルに達している。但し、設問の条件を熟読せずに表示としては正しいが条件に合わないというミスが散見された。例えば、栄養成分の小数点のまとめ方や表示単位、原料の産地表示の表示箇所などの点である。第2回の講評でも記載したが、日常の表示作成時においても、与えられた情報や条件を如何に正しく表示に置き換えるかが重要なポイントとなるため、読解力も養ってほしい。

“単純な誤字”や“期限の計算間違い”については、減少傾向に転じているのは、評価できる点である。但し、消費期限と賞味期限を混同したのか「消味期限」に誤字が目立った。食品表示法では、安全性を確保するための表示としての「消費期限」と、食品の選択に資する「賞味期限」では重要性が異なるとしており、消費期限と賞味期限の意味合いを理解して使い分けることが、今後ますます重要となる。

問4-1では、別記様式内の表示については、多くの受験者が2種類使用した増粘剤から「増粘多糖類」の表示を導き出していたことは評価できる点である。しかしながら、大豆の原料原産地表示については、加工食品品質表示基準とガイドラインの区別が出来ていない、もしくは、表示作成の条件を見逃したためか、間違いが散見された。

また、栄養成分表示では、まったく記載できていない例はなくなったものの、「表示単位」についての記載漏れ、また、炭水化物を糖質と食物繊維に置き換えた場合、熱量を求める際に食物繊維のエネルギー換算係数である「2」を乗じて計算していないものが多かった。全体に、別記様式内の表示事項より、栄養成分の量及び熱量の表示の理解不足が目立つ傾向が続いており、義務化に向けて理解を深めることが求められる。

問4-2では、製品の重量に占めるもち米の割合が50%を超えないため、加工食品品質表示基準の原料原産国表示の対象とならず、米トレーサビリティ法の対象であり、米穀等の取引等の記録に関する省令による「産地情報の伝達」を行うこととなる。このため、米穀そのものの他、米穀粉(もち米粉)についても米の産地伝達が必要なことの理解ができているかがポイントであった。また、今回の出題では、もち米の産地は3か所であったが、国としては日本及びタイの2カ国であった。したがって、「産地である国が3以上

ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上の産地を記録し、その他の産地をまとめて「その他」等と記録することができる」を3か所と理解していた一部の受験者が「タイ」を「その他」としてしまった例が散見された一方、「もち米(国産、タイ国産)」等のように趣旨を理解した解答も多かったことは評価に値する。原材料の黒豆については、「黒大豆」等と機転の利いた表示を行っている例も多かった一方、大豆のアレルギー表示の欠落が多く見られた。

資源有効利用促進法による表示については、まとめて一か所に記載する場合に必要な外装、個包装等の役割名が欠落する反面、任意である材質名の記載のみされている等、全体に理解不足と思われる解答が多かった。食品業界では、義務ではないサーマルラベルに紙マークを施すなど、資源有効利用促進法による表示に関する理解不足が否めない状況ではあるが、環境問題への取り組みの一環として、正しい表示に心掛けてほしい。

(以上)